

ダイオキシン類ばく露防止対策（特別教育）について

標記の件については、労働安全衛生規則第 592 条の 7 に「事業者は、第 36 条第 34 号から第 36 号までに掲げる業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別教育を行わなければならない。」と定められている。

したがって、本組合の施設に設置された熔融炉、集じん機等の設備の点検及び機械設備修繕工事等（管理区域以外の工事は除く）に従事する労働者に対しては特別教育を行う必要があり、また作業指揮者の選任も必要となります。

教育科目は次のとおり。

1. ダイオキシン類の有害性（0.5 時間）
2. 作業の方法及び事故の場合の措置（1.5 時間）
3. 作業開始時の設備の点検（0.5 時間）
4. 保護具の使用方法（1.0 時間）
5. 前各号に掲げるもののほか、ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項（0.5 時間）

なお、本教育は事業者が行うことを義務づけており、事業者が下請け業者に対し行うか、事業者が下請け業者に特別教育の実施を指導し、下請け業者で当該労働者に対し教育を行うことを必須条件とする。

労働安全衛生規則（一部抜粋）
（特別教育を必要とする業務）

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。（第 1 号から第 33 号まで 略）

- 34 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第 90 条第 5 号の 3 を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第 36 号に掲げる業務を除く。）
- 35 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- 36 廃棄物焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務